

令和2年5月25日

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見について

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
老人施設部会長 岩田 敏郎

新型コロナウイルス感染症が2月以降、全国に感染が拡がり、各施設においては、集団感染（クラスター）防止にむけて、懸命に努力し何とか感染を防いでいる状況です。

特養はじめ介護事業所は、新型コロナウイルスの対応に追われ、ウイルスを身近に感じています。そのような日々を繰り返しながら業務に当たっており、職員の肉体的・精神的疲労が限界を迎えています。

また、国及び大阪府からの要請で利用制限（通所及びショートステイ）をすることにより、今年度は収入減の状態が続くと思われ、事業存続も危ぶまれ、職員の生活を守ることも難しくなります。

加えて、緊急事態宣言の解除後、社会経済活動が活発になり、市中感染のリスクが高まると同時に、施設での感染リスクも高まることに大きな不安を感じています。

つきましては、会員施設より下記内容が現在の不安項目として挙げられておりますので、早期の収束対策を強く願い、安心して施設運営ができるよう、意見交換をさせていただきたく存じます。

1【感染症対策費用の支援、衛生用品等の優先的な供給】

各施設では、マスクや防護衣、消毒薬などの衛生用品の確保が十分ではなく、不足が解消できていません。衛生用品の流通が改善され、価格が安定するまでの間、こうした衛生用品の優先的な斡旋や実勢価格に対応する補助等をお願いいたします。

2【感染者が出た場合のマスク・防護服等の優先供給】

特養で感染者、濃厚接触者が発生した場合、やむを得ず施設で介護を行うには、防護衣、ゴーグル、ゴム手袋、N95 マスク、ヘッドキャップがありません。感染者が出た施設には早急に上記物資を届けていただけるようお願いいたします。

<府のコメント>

衛生用品は大阪府健康医療総務課で管理されており、介護施設で新型コロナウイルスが発生した場合でも活用できるように、と話はしている。基本的には活用できると思うが、そのときの状況次第によっては難しい場合もあると言われている。
また、保持している衛生用品をHP等活用して発信できれば良いと思うが、他部署と調整する必要があるため、検討が必要。もしくは老人施設部会ならびに大阪市老連と情報共有ができれば良いと思う。

3【医療機関の更なる整備】

施設で感染者が発生した場合には、職員の不安も大きく、濃厚接触者のケアも含めて現実的には対応できません。大阪府におかれましても、医療機関の整備をされていることと存じますが、今後第2波が発生した場合に備え、施設で集団感染（クラスター）が発生した場合でも医療機関において、対応いただけるよう、更なる整備にご尽力いただくことを希望いたします。

<府のコメント>

感染者が出た場合はもちろん原則「入院」である。しかしながら、介護施設の入所者を優先的に入院させることはできない。

4【施設で集団感染が発生した場合の支援体制】

特養で感染者が発生し集団感染（クラスター）となった場合、命を守るためのケアや、人員体制をとることができません。その場合は、現場に助言を行える感染対策の専門家（クラスター班）を速やかに派遣いただけることを希望いたします。

また、法人でのサービス提供が困難になった場合の応援体制やサポートを明確にお示し頂きますようお願いいたします。

<府のコメント>

クラスター班は必ず派遣できるとは言い切れない。（そのときの状況次第）ただし、クラスターであっても、そうではないケースでも、保健所が必ず派遣されるので、保健所の指示に従い、対応してください。

5【感染者・感染疑いの利用者の病院搬送】

保健所指定の医療機関へ感染疑いの利用者を搬送する際、職員が事業所の車両で搬送することになり、職員（運転手）は簡易的なナイロンガウンを着用し、ゴム手袋・マスクを着用します。長時間、同じ車内で移動するといった精神的に負担が大きい状況になります。また搬送後の車内消毒等も難しい車両形状となっています。

大阪府ではエムケイ株式会社と連携し、新型コロナウイルス感染症患者に対応されている医療従事者等の通勤等を支援するため、ジャンボタクシーによる送迎を行っておりますが、介護施設においても感染者・感染疑いの利用者の搬送にご協力いただけることを希望いたします。

<府のコメント>

感染者・感染疑いの利用者については、救急車で搬送していただきたい。

6 【施設入所者専門の相談窓口の設置】

施設入所者の感染疑いについては、一般的な帰国者・接触者センターではなく、別の相談窓口を設けていただきますようお願いいたします。

また、その場合の検査実施については、市内を区域分けして、たらい回しにならないよう担当医療機関を予め決めておくことも希望いたします。

<府のコメント>

施設の新型コロナウイルスに関するホットラインは必要だと感じるが、医療の部門に相談してみないといけない。

7 【施設での感染事例の情報提供】

感染者が発生した場合の対応策を考えていますが、想定できない部分が多く、他府県も含めて福祉施設での感染事例を可能な限り詳細に公開していただくことで、自施設の職員や利用者に感染者が発生した場合に備えたいと考えます。

また、国においては「集団感染防止にむけた対応（ガイドライン）」を作成されていますが、感染者が発生した場合、どのようなスケジュールで、どのような対応を実施していくのか、現場が具体的にイメージできるような大阪府版のガイドラインを作成していただくことを希望いたします。

<府のコメント>

基本はこれまでの感染症対策と同じ。各施設により、建物の構造も違うので、一律したガイドライン作成は難しいが、作成するとすれば、老人施設部会にもご協力いただきたい。

8 【集団感染した場合における減収への補償制度】

自治体からの要請や地域の感染状況等により休業等を余儀なくされ、大幅に利用者が減少し、事業継続が難しくなることが危惧されます。各施設が職員の雇用を継続し、事業継続を可能とするために、従前収入を補償する緊急の財政支援策を講じてくださるようお願いするとともに、国に対して強く働きかけをお願いします。

9 【PCR 検査が受けやすい体制づくり】

利用者や職員に新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる事案が発生した場合、当該施設関係者全員が優先的に PCR 検査を受けることができるよう徹底するとともに、医療機関や保健所、自治体と連携のもと、適切な医療支援が図られる体制や情報共有の徹底をお願いします。

また、新規の入所者については安心して受け入れるため、無症状でも事前に全員 PCR 検査を行っていただけるよう整備いただくことを希望いたします。

加えて、状況により検査はされるが、判定が遅くなることもあるようです。検査の受けやすさとともに、結果の早期判定をお願いします。

10【介護従事者への応援】

介護職員の離職が新型コロナウイルスによる原因で増加傾向にあります。介護従事者も社会を支えている重要な仕事を担っているという発信を大阪府知事から府民、国民に対して行って頂きますようお願い致します。

医療従事者への社会的評価は高まっておりますが、介護従事者も社会を支えるなくてはならない大事な人材ですので、大阪府知事より府民、国民に対してポジティブな発信をしていただければ、より一層誇りをもって業務に励むことができます。

11【危険手当の支給】

介護現場は、利用者と密接にかかわり支援を行うところであり、職員は日々、感染リスクに不安を抱えながら、支援活動を続けています。つきましては、新型コロナウイルス感染症対応への特例的な措置として、危険手当などの財政支援策を新規に講じてくださるようお願いするとともに、国に対しても強く働きかけをお願いします。

12【感染者をケアしている職員の宿泊】

大阪府では、新型コロナウイルス感染症の患者に対応する医療従事者を支援するため、勤務後に無償または割引料金でホテルなどの宿泊施設を利用できる仕組みが整備されていますが、特養の介護職員も少しでも安心して継続勤務できるよう、福祉現場にも拡充いただくことを希望いたします。

また、施設近辺に宿泊施設があるとは限りませんので、マンスリーマンションなどを法人が借りた場合の家賃補助の検討も併せてお願いします。

万が一の場合でも、使命感を持って働いてくれる介護職員は多数いますので、同居家族との一時的な別居対策などに補助があれば、働く環境整備がしやすくなります。

13【介護従事者のメンタルヘルス対策】

長期間にわたる対応において、職員のストレス、不安が日に日に大きくなっています。

介護現場で働く職員のメンタルヘルス対策の相談窓口を拡充し、幅広く周知するようお願い致します。

14【申請書類等の簡素化】

介護現場は慢性的な人材不足であり、今の状況下では子どもがおられる職員や少しの発熱でも大事をとって休ませる状況が続いており現場は逼迫しております。

今年度の特定介護職員処遇改善申請の提出期限を延長していただく等の対処もしていただいているところではありますが、今後1年程度は混乱が続くかと思っておりますので、同様に提出書類などの期限延長や省略など事務の簡略化に配慮をお願いします。

15【濃厚接触者のショートステイの受け入れ】

在宅の要介護高齢者の同居家族が新型コロナウイルスを発症し、その方が PCR 検査をした結果、陰性と判断され自宅での生活が困難となった場合、緊急でショートステイの依頼が来ることが想定されます。そのようなケースにおいて、定員超過した場合は、介護報酬上、定員超過利用による減額措置を適用しないことを希望いたします。

16【職員の同居家族が濃厚接触者と判断された場合の出勤の取り扱い】

職員の同居家族が濃厚接触者となった場合、その職員が PCR 検査をした結果、「陰性」の場合であっても出勤してもらうかどうか判断に迷うことがあります。判断の目安（基準）となるガイドラインの作成をお願いします。

以 上